

府中市建設工事等暴力団等排除措置要綱

平成13年10月15日	制 定	平成14年11月 1 日	一部改正
平成15年 9 月25日	一部改正	平成17年 3 月31日	一部改正
平成19年 3 月30日	一部改正	平成21年 3 月30日	一部改正
平成21年10月 1 日	一部改正	平成22年12月13日	一部改正
平成23年 4 月 1 日	一部改正	平成26年 7 月 1 日	一部改正
平成28年 3 月 9 日	一部改正	平成28年 4 月 1 日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事等の契約の適正な履行を確保し、市が発注する建設工事等から暴力団等を排除するための措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、製造の請負、工事用材料の買入れ、設計、調査、測量その他の業務委託、物品の購入、事務機器等の賃貸借等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき指定された暴力団のほか、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織を総称していう。
- (3) 暴力団関係者 前項に規定する暴力団の構成員のほか、暴力団に協力し、又は関与する等これとかかわりを持つ者をいう。
- (4) 暴力団等 前項に規定するもののほか、不当介入を行うすべての者をいう。
- (5) 不当介入 不当要求（当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、行われる要求をいう。）並びに工事及び物品納入の妨害（不法な行為等で、工事の進捗及び物品納入の障害となるものをいう。）をいう。
- (6) 有資格業者 市の競争入札参加資格を有する者（入札参加資格者名簿に登録された業者をいう。）をいう。
- (7) 有資格業者の役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）を代表する者

をいう。

- (8) 課長等 府中市部課設置条例（平成6年府中市条例第1号）に規定する課及び室、病院事業事務部局、教育委員会事務局各課、農業委員会事務局、議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局の長をいう。

（指名除外等の措置）

第3条 警察等捜査機関から、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者（以下「対象業者」という。）に関する通報があったときは、府中市建設工事等指名除外要綱（平成13年府中市告示第78号）及び府中市物品の買入れ等に関する指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年府中市告示第137号）に基づき、当該対象業者に対する指名除外の措置を行うものとする。

- (1) 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者である場合又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与している場合
(2) 有資格業者が暴力団関係者を雇用し、又は使用している場合
(3) 有資格業者又は有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている場合
(4) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して経済上の利益、又は便益を供与している場合
(5) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合
(6) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている場合

（関係官公庁等からの情報入手及び確認）

第4条 警察等捜査機関以外の関係官公庁及びその他の機関から、対象業者に関する情報を入手した場合は、警察等捜査機関に対して当該情報の確認を求めるものとする。

- 2 前項の確認の結果、対象業者と確認された場合は、前条の規定に基づき指名除外の措置を行うものとする。

（不当介入に対する措置）

第5条 市が発注する建設工事等に関して、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者に、直ちに市へ報告させるとともに、所轄の警察署へ届け出させること。また、不当介入による被害を受けている場合は、被害届を速やかに所轄の警察署に提出させること。

- 2 受注者から報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、請負業者を適切に指導すること。
- 3 前2項の不当介入に対する措置は、別に定める不当介入対応マニュアルに基づき行うものとする。

(協議会の設置)

第6条 市発注工事について、暴力団等の関与に関する情報を入手した場合には、その対応協議及び必要な情報交換若しくは関係官公庁等との連絡調整等を行うため、府中市建設工事暴力団対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 副市長
 - (2) 建設産業部長
 - (3) 総務部長
 - (4) 建設産業部監理課長
 - (5) 総務部総務課長
 - (6) 会計課長
 - (7) 建設工事等発注課の部長及び課長等（これに準じる者を含む。）
 - (8) 建設工事等依頼課の部長及び課長等（これに準じる者を含む。）
- 3 協議会に会長及び会長代理を置き、それぞれ副市長、建設産業部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長代理がその職務を代理又は代行する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、警察等捜査機関及び関係官公庁等から参加を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、警察等捜査機関と密接な連携のもとに運営するものとする。
- 4 協議会の事務局は、建設産業部監理課庶務係に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。